

社会資本整備総合交付金の概要と 事後評価制度

- (1) 社会資本整備総合交付金の概要
- (2) 事後評価制度

(1) 社会資本整備総合交付金の概要

社会資本整備総合交付金の概要

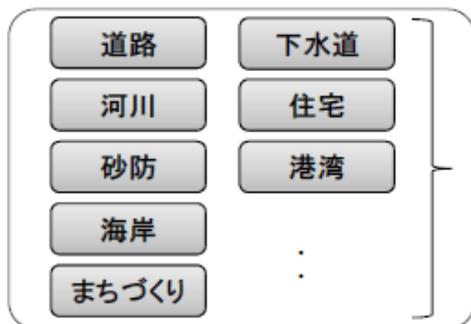
概要

◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。

◇活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、**地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画**に基づき、目標実現のための**基幹的な社会資本整備事業**のほか、**関連する社会資本整備等**を総合的・一体的に支援。

【平成26年度補正予算：25億円、平成27年度予算 9,018億円】

<従前の補助金>



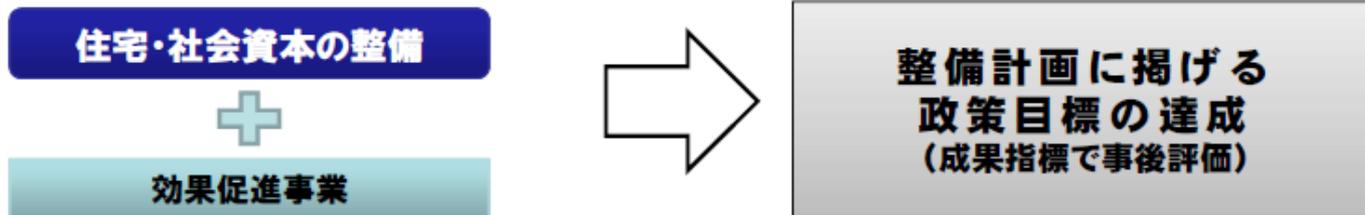
社会資本整備総合交付金

個別補助金を原則廃止

特長（従前の補助金との違い）

- ◇これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

多様な事業を総合的にバックアップ



住宅・社会資本の整備		効果促進事業 C
基幹事業 A <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路 ○ 河川 ○ 下水道 ○ 広域連携 ○ 市街地 ○ 住環境整備 	関連社会資本整備事業 B <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種「社会資本整備事業」 (社会資本整備重点計画法) ○ 「公的賃貸住宅の整備」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○ 全体事業費の2割目途 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードモールの設置・撤去 ・観光案内情報板の整備 ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…) ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

A事業、B事業、C事業を組み合わせ、1つの社会資本総合整備計画を作成

「平成27年度に事後評価を実施する社会資本総合整備計画」

- ・茨木市における総合的な下水道整備の推進（H22～26年度）
 - A事業、C事業で構成
- ・茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）（H22～26年度）
 - A事業、C事業で構成
- ・千提寺地区都市再生整備計画（H23～27年度）
 - A事業のみで構成
- ・JR茨木駅南地区における大規模工場跡地の土地利用転換を契機とした、都市基盤施設の整備と交流・学習拠点の創出（H23～27年度）
 - A事業、B事業で構成

(2) 事後評価制度

①事後評価の目的

- ・事業の成果等を客観的に診断し、
- ・今後のまちづくりを適切な方向で実施するとともに、
- ・事業の成果を住民にわかりやすく説明すること

②事後評価の時期

- ・交付期間の終了時（終了後又は最終年度中）に実施

社会資本整備総合交付金交付要綱(抜粋)

第10 社会資本総合整備計画の評価

1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これを公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成27.4.9:国官会第102号）(抜粋)

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【中間評価及び事後評価】

3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。

③事後評価の内容

- 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況
- 事業効果の発現状況
- 評価指標の最終目標値の実現状況
- 今後の方針

ただし、下水道に関する2つの計画は、事後評価の内容及び事後評価の進め方について具体的な取決めがない。

社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成27. 4. 9:国官会第102号）（抜粋）

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【中間評価及び事後評価】

4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあつては、具体的な事業の内容を含む。）
- 二 事業効果の発現状況
- 三 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
- 四 今後の方針

5 地方公共団体等は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。

④事後評価の進め方

- 「まちづくり交付金 評価の手引き」を活用

まちづくり交付金評価の手引き(平成20年度版)

・まちづくり交付金事業(現在は「都市再生整備計画事業」)を実施しようとする市町村が、都市再生整備計画の作成及び事前評価並びに事後評価等を行う際の参考となるよう作成されたもの

- あらかじめ作成した方法書に従って事後評価を実施
- 事後評価時に、計測ができない指標や関連する事業が未完成の指標は、見込み値で評価し、翌年度以降にフォローアップを実施

⑤事後評価の実施フロー

Step1
方法書の作成

方法書の作成

成果の評価

実施過程の評価

効果発現要因の整理

今後のまちづくり方策の作成

事後評価原案の公表

建設事業評価委員会の審議

評価結果のまとめ（事後評価シートの完成）

評価結果の公表と国への報告

フォローアップの実施と結果の公表

H27.10.22
庁内検討会議
での意見聴取

H27.11.4
~H27.12.3

H28.1.18
H28.2.12

Step2
事業の成果及
び実施過程の
検証

Step3
フォローアップ

⑥茨木市建設事業評価委員会の役割と審議事項

■役割

建設事業の効率性や、その実施過程における透明性の一層の向上を図るため、**数値目標の達成状況や数値目標以外の指標による効果発現等をふまえて審議し、市長に対して意見を述べる**ことが本委員会の役割である。

■審議事項

○成果の評価についての意見聴取

- ・数値指標の達成状況
- ・その他の数値指標を設定した場合

○指標ごとの効果発現要因についての意見聴取

- ・なぜ数値指標が達成できたか（できなかったか）

○今後のまちづくり方策についての意見聴取

- ・事業の実施による効果発現を受けて、今後どのようなまちづくりを行っていくべきか。

○フォローアップ計画についての意見聴取

- ・千提寺地区都市再生整備計画
- ・JR茨木駅南地区における大規模工場跡地の土地利用転換を契機とした、都市基盤施設の整備と交流・学習拠点の創出